

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく防衛省特定事業主行動計画 (平成28年度～平成32年度)

平成28年4月1日

防 衛 大 臣

防 衛 装 備 庁 長 官

一部改正 平成30年6月19日

第1 はじめに

1 策定の趣旨

女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっていることに鑑み、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）が、平成28年4月1日に施行された。

防衛省においても、平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について（平成25年12月17日国家安全保障会議決定・閣議決定）及び中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）について（平成25年12月17日国家安全保障会議決定・閣議決定）において、一層効果的な人材の活用を図るための施策として、女性自衛官を更に活躍させる旨が掲げられており、また、防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画（平成28年3月15日防衛省女性職員活躍・ワークライフバランス推進本部決定。以下「取組計画」という。）に基づき、女性の活躍の場を広げるために、勤務しやすい環境の整備を含めた様々な施策を推進することとしている。

本計画は、法第15条の規定により、女性職員の活躍の推進に関する計画を定めるものであり、本計画に基づき、防衛省を挙げて女性職員の活躍の推進に取り組んでまいりたい。

2 計画期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間を計画期間とし、必要に応じて見直しを行う。

3 推進体制並びに実施状況の把握及び公表

本計画に基づく措置の効果等について点検及び評価の実施並びにその後の対策及び計画への反映のサイクル（PDCAサイクル）が重要であることから、本計画に基づく措置の実施の状況については、防衛省女性職員活躍推進・ワークライフ

フバランス推進本部において把握し、毎年1回、その状況を防衛省のホームページにおいて公表するとともに、本計画に基づく措置の実施及び本計画の見直しに反映する。

なお、本計画を変更したときは、遅滞なく、防衛省ホームページにおいて公表することとする。

第2 女性職員の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

女性職員の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標は、以下のとおりである。

なお、年次休暇については、その取得を推進し、勤務しやすい環境を整備することが、女性職員の職業生活における活躍の推進に資することから、目標に掲げるものである。

項 目		現 状	目 標
採用者に占める女性職員の割合	国家公務員採用試験（※）からの採用者に占める女性の割合	21.7% （平成27年4月1日付け採用者）	30%以上 （平成28年度以降）
	自衛官の採用者に占める女性の割合	9.4% （平成26年度）	10%以上 （平成29年度以降）
男女別の育児休業取得率	男性職員の育児休業取得率	0.5% （平成26年度）	13% （平成32年度まで）
	女性職員の育児休業取得率	97.4% （平成26年度）	
男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率	男性職員の配偶者出産特別休暇取得率	62.4% （平成26年度）	100% （平成32年度まで）
	男性職員の育児参加のための休暇取得率	22.0% （平成26年度）	100% （平成32年度まで）
年次休暇取得日数	自衛官以外の職員（自衛官候補生、学生、生徒、予備自衛官、即応	年間13.5日 （平成26年度）	年間15日以上 （平成32年度まで）

	予備自衛官、予備自衛官補及び非常勤の職員を除く。)の年次休暇取得日数			
	自衛官の年次休暇取得日数		年間10.0日 (平成26年度)	年間15日以上 (平成32年度まで)
管理又は監督の地位にある職員に占める女性職員の割合	行政職俸給表(-)に定める額の俸給が支給される職員	本省課室長相当職に占める女性の割合	1.0% (平成27年7月)	2% (平成32年度まで)
		地方機関課長・本省課長補佐相当職に占める女性の割合	3.5% (平成27年7月)	5% (平成32年度まで)
		係長相当職(本省)に占める女性の割合	14.5% (平成27年7月)	27% (平成32年度まで)
	自衛官	3等陸佐、3等海佐又は3等空佐以上に占める女性の割合	3.1% (平成26年度末)	3.1%超 (平成32年度まで)

※ 国家公務員採用総合職試験(院卒者試験、大卒程度試験)、国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験、高卒者試験)及び防衛省専門職員採用試験(語学職、国際関係職)をいう。

第3 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

1 採用に関する取組

女性職員の採用に係る取組については、取組計画第2第3項第1号により行うものとする。

2 登用に関する取組

女性職員の登用に係る取組については、取組計画第2第3項第2号及び第3号により行うものとする。

3 長時間勤務の是正等の男女双方の働き方改革に関する取組

長時間勤務の是正等の男女双方の働き方改革に関する取組については、取組計画第2第1項により行うものとする。

4 家事、育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備に関する取組

家事、育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備に関する取組については、取組計画第2第2項により行うものとする。

第4 おわりに

女性職員の活躍の推進に当たっては、防衛省を挙げて、全職員が積極的に取り組むことが重要である。職員が互いに助け合い、支え合うことで、女性職員のみならず男性職員にも働きやすい勤務環境を整え、子育てや介護等の家庭の事情が仕事の支障にならないようにすることで、女性職員を含む全職員が意欲をもって、能力を十分発揮できるような組織になることを期待する。